

○分賦基本水量等の決定について

制 定 昭和48年3月31日 議案第1号議決

昭和47年度から
昭和50年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和47年度から昭和50年度までについて別表のとおり定める。

附 則

この議決は、議決の日から施行する。

別表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市				尼崎市				西宮市				芦屋市			
	1 最給水	日 大量	分 基本水	賦 水量	1 最給水	日 大量	分 基本水	賦 水量	1 最給水	日 大量	分 基本水	賦 水量	1 最給水	日 大量	分 基本水	賦 水量
47	502,438		128,373,055		190,122		48,576,390		80,135		20,474,675		17,111		4,371,970	
48	504,527		128,906,685		205,724		52,562,555		88,111		22,512,470		21,562		5,509,310	
49	533,213		136,236,250		221,324		56,548,355		96,086		24,550,265		25,614		6,544,450	
50	557,653		142,871,028		244,628		62,673,840		107,474		27,534,912		27,450		7,032,690	